

農機レンタルの御案内

防府市農業公社

☎0835-27-2100

防府市農業公社では、水稻農作業の負担軽減を図るため、農業機械の貸出（農機レンタル）を令和5年7月から開始します。

1 貸出対象 水稻耕作農家（法人を含みます。）

2 レンタル農機

| 機械名 | 刈幅 | 刈高 | ハンドル調整 | |
|------------------------------|--------|--------------------|--------------------|--------------|
| スパイダーモア (自走式畦畔・ 法面草刈機) | 500 mm | 35~70 mm (4段調整) | 上下6段、左右11段、長さ5段階調整 | |
| | | | 燃料 | 混合油(混合比50:1) |

3 使用目的 水稻耕作農地の畦畔（法面、農道を含む。）の草刈り作業

4 貸出単位 1日または半日単位です。

| | | | |
|--------|----|--------|-------------|
| 5 利用料金 | 1日 | 4,400円 | ※ 消費税を含みます。 |
| | 半日 | 2,420円 | |

6 貸出条件

- (1) 燃料は、混合比50:1の混合油です。貸出時に満タンにして引き渡します。
- (2) レンタル農機の運搬は、利用者が自ら行ってください。軽トラックに積載可能で、積み降ろしにアユミが必要です。農業公社に運搬を希望される場合は、有料（往復3,630円）で、希望日に運搬できないことがあります。
- (3) 貸出時にお渡しする「取扱説明書」を熟読し、遵守してください。取扱ルールに違反してレンタル農機を損傷させた場合は、実費弁償していただく場合があります。
- (4) レンタル農機を使用するにあたり第三者に人的・物的損害を発生させた場合は、利用者の責任と負担において解決してください。

7 利用申込

- (1) 利用を希望される場合は、農業公社に電話で予約申込をお願いします。
- (2) 電話予約時に利用希望日・貸出期間・使用目的等を確認します。
- (3) レンタル農機の引渡時に「農機レンタル利用申込書」を提出していただきます。

8 利用料金の支払

レンタル農機の利用・返却後に「農機レンタル利用料請求書」を送付しますので、現金、振込またはJA山口県の利用者口座からの引き落としで支払いをお願いします。

9 レンタル農機の引渡及び返却

- (1) レンタル農機の引渡・返却は、農業公社の営業時間内（平日の午前8時15分から午後5時）に農業公社事務所で行います。
- (2) 引渡時に操作説明書で操作方法・注意事項等を説明します。
- (3) 使用後は、機体の洗浄を行い、草や土等を洗い流してください。また、燃料は満タンにして返却してください。